

消費者トラブルに注意

契約に関する知識を学び

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになる代わりに、未成年者取消権は行使できなくなります。契約を結ぶかどうかを決めるのも、契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなっただけの成人を狙い打ちにする悪質な業者もいます。未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。

消費者庁「18歳から大人」特設ページ (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education_lower_the_age_of_adulthood/) では、「18歳から大人」として行動できるよう、関連する情報を紹介しています。

特に、未成年の皆さんや成年に達したばかりの皆さんが、社会で一人の大人と

して生きていく力を身に付けるには、全国の高校での活用を目指している教材「社会への扉」などがおすすめです。



トラブルに遭わないために

一度結んだ契約は、簡単にやめることはできません。安易に契約して後悔しないためにも、次のことに気を付けてください。

- ・ 必要のないものを勧められた場合は、はっきり断る。
 - ・ 「簡単にもうかる」「あなただけ特別に」などのセールストークに騙されない。
 - ・ 支払総額や支払方法、契約方法及び解約又は返品条件などの契約内容をよく確認し、十分に理解できない場合は契約しない。
 - ・ 高額な契約をする場合や契約するかどうか迷う場合は、その場ですぐに契約せず、家族や友人など信頼できる人に相談し、いったん冷静になって考える。
- 消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合は、相談窓口にご相談ください。
- ▼問合せ 県消費生活総合センター
 ☎0522・9622・0999
 消費者ホットライン
 ☎(局番なし) 1888 (いやー!)

こんなトラブルに注意！事例集

事例1 定期購入

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。

- ・ 契約内容をしっかり確認しましょう！
(1回？継続？)
- ・ 解約条件をしっかり確認しましょう！
(解約方法など)
- ・ 証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう！

事例2 美容医療

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。

- ・ 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるように確認しましょう！
- ・ 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択しましょう！
- ・ ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましょう！
- ・ その美容医療は「今すぐ」必要？
最後にもう一度、確認しましょう！

事例3 もうけ話 (情報商材、マルチ商法、暗号資産等)

- ①先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。
- ②マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。

- ・ 怪しい話は、はっきり断りましょう！
- ・ 投資には必ずリスクがあります (価格が変動し損をする可能性があります) !
- ・ クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない！
- ・ 被害者から加害者の立場に (友達を失うことに) なってしまうことも！
- ・ 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう！